

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第56号**

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>目次<br/>第1章～第9章 略<br/>第10章 略<br/>    第262条～第271条 略<br/>    <u>第271条の2（知事の調査等）</u><br/>    第272条 略<br/>第11章 略<br/>附則</p> <p>（課の長又は所の長等による検査）<br/>第271条 略</p> <p><u>（知事の調査等）</u><br/>第271条の2 知事は、<u>予算の執行の適正を期するために必要な限度において、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者（以下「調査対象者」という。）に対し、その状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該調査対象者の事務所その他の事業場において、関係する帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により調査又は質問をする職員は、<u>身分証明書（第126号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。</u></p> <p>3 調査対象者は、<u>正当な理由がない限り、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは</u></p> | <p>目次<br/>第1章～第9章 略<br/>第10章 検査等（第262条～第272条）<br/>    第262条～第271条 略</p> <p>    第272条 略<br/>第11章 略<br/>附則</p> <p>（課の長又は所の長等による検査）<br/>第271条 略</p> |

忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならない。

(会計管理者の調査)

第272条 略

帳簿その他の様式

1・2 略

目次

様式番号

第1号～第125号 略

第126号

第127号～第135号 略

様式の名称

身分証明書

関係条文

第271条の2

(会計管理者の調査)

第272条 略

帳簿その他の様式

1・2 略

目次

様式番号

第1号～第125号 略

第126号

第127号～第135号 略

様式の名称

削除

関係条文

第125号様式（第269条関係） 略

第126号様式（第271条の2関係）

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

|   |
|---|
| 写 |
| 真 |

所 属  
職 名  
氏 名

上記の者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項及び香川県  
会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第271条の2第1項の規定により調査  
対象者に対して、その状況を調査する職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

5センチメートル

(裏面)

地 方 自 治 法 (抜粋)

(予算の執行に関する長の調査権等)

第221条 略

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 略

香 川 県 会 計 規 則 (抜粋)

(知事の調査等)

第271条の2 知事は、予算の執行の適正を期するために必要な限度において、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者（以下「調査対象者」という。）に対し、その状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該調査対象者の事務所その他の事業場において、関係する帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により調査又は質問をする職員は、身分証明書（第126号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 調査対象者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならない。

第127号様式及び第128号様式 削除

第125号様式（第269条関係） 略

第126号様式から第128号様式まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。